

常陸大宮市上下水道事業告示第3号

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、次のとおり指定給水装置工事事業者の指定をしたので、常陸大宮市上水道事業指定給水装置工事事業者規程（平成10年大宮町水道課訓令第3号）第10条第2号の規定により告示する。

令和8年5月12日

常陸大宮市上下水道事業管理者
常陸大宮市長 鈴木 定幸

1. 指定をする事業者の名称、代表者名及び事業所の所在地

指定番号	事業者名	代表者氏名	事業所の所在地
26001	島山設備	島山 俊一	ひたちなか市平磯町1935-6

2 指定の期間

令和8年5月12日から令和12年10月31日まで